



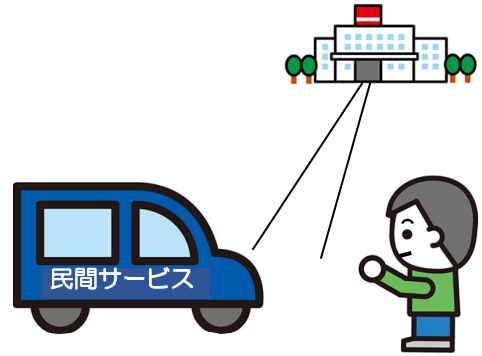
患者等搬送事業者の認定について



『患者等搬送事業者』… 病気や身体の不自由な方を対象に、医療機関への入退院や通院など、また、社会福祉施設への送迎の際に車椅子やベッド等を備えた専用の車両で搬送する事業者のこと。

『認定に必要な条件』

- 1 道路運送法による許可
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業
 - (2) 一般貸切旅客自動車運送事業
 - (3) 特定旅客自動車運送事業
 - (4) 自家用有償旅客運送事業
- 2 消防機関が定める講習を修了した乗務員
- 3 患者等搬送用の構造及び設備を有する自動車（寝台・車椅子等の固定装備等）



『認定の手続き』

- 1 申請
申請書の備考に記載の必要書類を添付し、申請する。
- 2 審査
消防機関にて申請書類の記載内容の確認、車両・資機材等の審査をする。
- 3 認定及び認定証の交付
「患者等搬送事業者認定証」、「患者等搬送事業者認定証マーク」及び「患者等搬送用自動車認定マーク」が交付される。



『有効期限』

- 認定を受けた日の翌日から起算して5年間
- 有効期限の1か月前から満了日まで申請すれば継続認定が可能

『その他』

- 事業内容の変更、事業の廃止及び増車した場合には、届出が必要となる。
- 事故等が発生した場合には、認定が取消される場合がある。
- 消防機関による立ち入り調査が年1回以上ある。